

令和2年度八千代市立阿蘇小学校  
学校いじめ防止基本方針

平成26年2月28日策定  
令和2年4月1日改訂

〔 関連法令：いじめ防止対策推進法(平成25年6月28日公布)  
いじめの防止等のための基本的な方針(文部科学省) 〕

## はじめに

いじめは、人権を侵害し、心身に深い傷を残し、時には生命にかかわる重大問題を引き起こす。また、これはどこにでも起こりうるものである。そして、人間関係の希薄化や急速な情報技術の発展等に伴い、いじめはますます複雑化・潜在化してきている。こうした中、教職員をはじめ、子どもにかかわるすべての大人がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢を共有し、組織的にいじめ問題に取り組む必要がある。

この学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法及び基本方針を受け、いじめ防止への本校の基本理念・対策組織・未然防止・早期発見・いじめ相談や通報・対処方法・当該児童への指導・点検評価などを記し、いじめのない学校づくりや早期解決を目的として策定するものである。本校の教育目標は、「健康で豊かな心と基礎学力を身につけた子どもの育成」である。道徳教育、人権教育、福祉教育等を充実させることにより、児童相互の人間関係の構築を図っていききたい。

### 基本方針策定の法的根拠

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

上記を踏まえ、本学校いじめ防止基本方針は、児童代表やPTA(保護者)代表、学校評議員の意見聴取を参考に、全教職員共通理解の下、策定する。

## 1 基本理念について

### 法的根拠

- 第三条 いじめの防止等の対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の基本的な人権及び教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての児童が学校の内外を問わずいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止等の対策を行う。

いじめは、人として許されない行為である。しかし、どの学校でも、どの児童にでも起こりうるという認識のもと、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって、組織的・計画的に、未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。

### (2) いじめの定義(「いじめ防止対策推進法」第二条より)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する 学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (3) 学校及び教職員の責務

学校および学校の教職員は、「いじめ防止対策推進法」並びに基本理念に則り、本校に在籍する児童の保護者、地域住民、関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。また、対処にあたっては、正確かつ丁寧な情報提供を行う。

## 2 学校いじめ対策組織について

### 法的根拠

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

### (1) 組織名称と構成員, 対応内容

#### ①日常組織(常設組織)

組織名称: いじめ防止委員会(定例会議)

\*職員会議・分掌部会と同時に行う。

構成員: 校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・全職員

対応内容: 情報交換、共通理解事項の確認、取組みの取組の検証や改善等

#### ②いじめの疑いに係る情報があったときの緊急の組織

組織名称: いじめ対策委員会

構 成 員：校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・音楽専科・  
担任・PTA 会長・学校評議員・阿蘇中 SC・地区主任児童委員  
対応内容：事実の確認、情報の共有、指導・支援の対応方針の決定、指導  
・支援の手順と役割分担の確認、関係機関との連携の確認

## (2) 教職員以外の構成員

- ①心理の専門的知識を有する者(スクールカウンセラー)
  - ・学区の阿蘇中学校配置 SC を活用する。
- ②地域からの支援・理解者として主任児童委員を活用する。

## 3 いじめの未然防止について

### 法的根拠

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者と連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

## (1) 啓発活動について

### ①児童

- \* 「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」との啓発を年間を通して行う。
- \* いじめゼロ宣言を周知する。
- \* 仲間に対する次の行為はいじめであることを周知する。
  - ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言う
  - ・ 仲間はずれ、集団による無視
  - ・ わざとぶつかったり叩いたり蹴ったりする
  - ・ 金品をたかる、隠す、盗む、壊す、捨てる
  - ・ 嫌なこと、恥ずかしいこと危険なことをさせる
  - ・ パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをする
- \* 必要に応じて法第四条について触れる。

### ②保護者

- \*年度当初の学校経営方針を説明する場で、いじめ予防の方策や相談体制、対処の体制等について触れ、質疑に応答する。
- \*年度当初の学級懇談会等において、いじめに対して担任が毅然とした対応をするという説明をするとともに、自作資料をもとにしていじめを受けた子どもの変化の特徴などを紹介する。また、学校以外の相談窓口等についても紹介する。
- \*必要に応じて、法第九条を紹介する。

### ③地域，その他

- \*学校だより・ホームページ等を通じて、保護者・地域にいじめについて未然防止や早期発見に向けた取り組みについて紹介する。また、学校以外におけるいじめが懸念される出来事の通報等の協力についてもお願いする。

## (2) 教職員について

### \*日常の留意事項

- ・教職員自身が最大の教育環境であることの自覚を各自がもつ。
- ・すべての児童を公平に、愛情をもって接するように心がける。
- ・教職員と子どもの間での呼称や話し言葉に敏感になる。

### \*研修

- ・校内研修計画に、いじめに関する次の内容を位置づける。  
未然防止 早期発見 教育相談 情報モラル  
主任児童委員等との連携

### \*不祥事防止等

- ・教職員の不適切な言動や体罰がいじめを助長する可能性があることをよく認識して指導にあたる。
- ・管理職は、学級訪問を適宜行うとともに、総体や音楽会等の行事に向けた練習の参観を行い、指導の状況を把握する。また、体罰防止の研修を定期的に行う。

## (3) 学習指導全般について

- \*年度当初の研究日に、共通する「授業のきまり」と生徒指導の機能を生かした「わかる授業」について共通理解する。
- \*年間を通して研究日に、一人ひとりに自己存在感をもたせる場面や自己決定の場面を与えるなどの工夫について協議し、実践につなげる。
- \*言語活動の充実の視点からも、仲間とともに協力して学習する場面などを学習内容に応じて適切に設定する。

## (4) 道徳教育等について

### \*道徳の授業について

- ・県道徳教育推進のための基本的な方針に則り、「『いのち』のつながりと輝き」を主題とした4つの視点について、年間指導計画の中での位置づけを毎年確認する。
- ・県で作成した道徳教育映像教材を積極的に活用する。
- ・情報モラル等の視点を踏まえた授業を年間計画に位置づけ、実施する。
- ・指導略案等を道徳教育推進教師を中心に作成し、道徳の授業の確実な実施を図る。
- ・次の内容項目の授業については、教職員の相互参観を年間計画に位置づけ、実施する。

B 親切・思いやり      B 友情・信頼

- \*いのちを大切にするキャンペーンについて
  - ・各教科、領域において、年間計画に位置づけて実施する。
  - ・実施した内容等は、キャンペーン担当者に報告する。
- \*豊かな人間関係づくり実践プログラムについて
  - ・特別活動の年間計画に位置づけて、年間4時間実施する。
- \*情報モラル指導について
  - 高学年の特別活動（道徳の時間）の年間計画に位置づけ、年間1時間以上実施する。
- (5) 児童会活動等について
  - \*児童会活動
    - ・児童会が中心になって「いじめ0」に向けた活動を実施する。
    - ・12月10日の人権デー、人権週間の時期を活用した集会を行う。
  - \*子どもサミット活動
    - ・目的に向かって活動する中で、自主性を育てる。また、他校児童や地域の方とのかかわりから、仲間づくりやよりよい人間関係づくりを学ぶことができるようにする。
- (6) 特設部活動等の活動等について
  - \*特設部活動等の指導
    - ・教育活動の一環であることを、顧問を中心とした全教職員が共通理解して指導にあたる。
    - ・児童同士のよりよい人間関係づくりの視点を大切にして指導にあたる。
    - ・勝利至上主義の指導等により、児童に不要なストレスを与えることがないように十分に留意して指導にあたる。
  - \*その他
    - ・行事等の準備活動では、児童同士のよりよい人間関係づくりの視点をもって指導にあたる。
- (7) 特に配慮が必要な児童について
  - ・発達障害を含む、障害のある児童等については、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
  - ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童等、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童等は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意する。
  - ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等については、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
  - ・東日本大震災により被災した児童生徒又は東京電力福島第一原子力発電所事故により避難している児童等（以下「被災児童等」という。）については、被災児童等が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童等に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

## 4 いじめの早期発見について

### 法的根拠

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### (1) 質問紙によるアンケート調査について

- \*国等による緊急調査等 未定(指示に従って実施)
  - ・例年「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」実施
- \*千葉県教育委員会による調査 未定(指示に従って実施)
  - ・緊急調査を実施する場合有り
- \*八千代市教育委員会主体の調査について
  - ・目的 いじめの早期発見
  - ・期日 令和2年6月頃
  - ・方法 児童対象で質問紙による  
質問紙作成：教育委員会 集計，分析：当該校教職員
  - ・報告 集計後，教育委員会指導課へ提出 7月中旬頃  
重大事態と判断される場合は直ちに報告
  - ・対応 項目6，7，8に則り速やかに対応
- ※緊急調査を実施する場合有り
- \*学校主体の調査について
  - ・目的 いじめの早期発見
  - ・期日 第1回 令和2年6月頃  
第2回 令和2年10月頃  
第3回 令和3年2月頃
  - ・方法 全児童対象 「なにかこまったことないかなアンケート」  
学校独自質問紙によるもの
  - ・報告 重大事態と判断される場合は直ちに教育委員会指導課へ報告
  - ・対応 項目6，7，8に則り速やかに対応

#### (2) 面談等による調査について

(アンケートで困っていると答えた児童を中心におこなう。)

- ・目的 いじめの早期発見
- ・期日 第1回 令和2年6月頃  
第2回 令和2年10月頃  
第3回 令和3年2月頃
- ・方法 児童対象
- ・報告 重大事態と判断される場合は直ちに教育委員会指導課へ報告
- ・対応 項目6，7，8に則り速やかに対応

#### (3) 日常の取組について

- \*登下校時の様子については、教職員とスクールガードで観察する。

- \*朝の健康観察では、個々の表情や頻繁な訴え等に留意する。
- \*授業中の児童の発言に対する冷やかしなどに留意する。また、グループ活動時の机を離すなどの行動をよく観察し随時指導する。
- \*給食時の人間関係を注意深く観察する。また、おかわりの仕方等ルールを遵守するように指導する。
- \*清掃時には、担当場所の教職員を中心に人間関係を注意深く観察する。
- \*休憩時間等は、トイレや空き教室、階段の踊り場など、できるだけ死角をつくらないように配慮する。
- \*言葉の荒れや服装の乱れ・汚れに留意する。
- \*用がないのに保健室などへ行ったり、階段などをふらふらしたりしている児童に留意する。
- \*退勤前に、教室の整理・整頓、観察を行う。また、トイレや余裕教室等にも注意を払う。
- \*管理職は、教職員からの報告を待つだけではなく、自らも児童の人間関係などの情報を集めるよう積極的に巡回して観察する。
- \*学級の中での役割分担をやりがいのあるものにし、自己有用感を高める。
- \*机を離している、1人で遊んでいるなどのチェック項目を決め、月に1回分掌部会の際に教師間で確認していく。

#### (4) 保護者への協力要請等について

- \*子どもの様子で気になることがあった場合には、些細なことであっても担任まで何らかの手段で（家庭訪問、来校しての面談、電話連絡、連絡帳での連絡等）連絡してほしいこと、逆に学校からも気になることがあれば家庭に連絡を入れることがあることについて依頼する。

## 5 いじめの相談・通報について

### 法的根拠

- 第十六条 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。
- 4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

#### (1) 日常の相談・通報について

##### \*学校

- ・全教職員が相談窓口である。
- ・相談、通報してきた児童には、仕事の途中でも手を止めて誠実に対応することを保証する。
- ・心の相談ポスト「グリーンボックス」を設置する。

##### \*学校以外

年度当初、全児童へ、SOS カード(指導課発行電話相談窓口連絡先)を配布する。また、次項「相談・通報に関する指導」において必要と思われる窓口や連携機関を、児童と保護者に紹介する。

[おもな相談窓口(緊急)]

機 関 名	TEL	相談方法・受付時間・その他
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	いじめ相談 24時間電話受付
千葉いのちの電話	043-227-3900	24時間電話受付
中央児童相談所	043-252-1152	緊急相談は24時間受付
千葉県精神科医療センター	043-276-3188	救急

[おもな相談窓口(一般)]

機 関 名	電話	相談方法・受付時間・その他
八千代市教育センター	047-486-8866	電話・面接(月～金)9:00～16:00
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	電話(月～金)8:30～17:00 面接(月～金)8:30～17:00 要予約
中央児童相談所(子供家庭110番)	043-252-1152	電話8:30～20:00
千葉県警察少年センター	0120-783-497	電話・面接(月～金)9:00～17:00 面接 要予約
子ども人権110番 (法務省人権擁護局)	0120-007-110	電話(月～金)8:30～17:15 子ども専用SOS E-mail有り

[おもな連携機関]

機 関 名	電話	そ の 他
八千代市教育委員会指導課	047-481-0301	
八千代市青少年センター	047-483-2842	
八千代市教育センター	047-486-8866	
八千代市適応支援センター	047-486-1019	
八千代警察署生活安全課	047-486-0110	
葛南教育相談室	047-433-6031	
八千代市子ども相談センター	047-484-2954	
千葉県中央児童相談所	043-253-4101	

(2) 相談・通報に関する指導について

\*年度当初の全校集会、学年集会、学級活動において、相談することや通報することは適切な行為であることを児童に全校集会、学級指導の場を通して繰り返し周知する。



## 6 いじめを認知した場合の対応について(重大事態ではない場合)

### 法的根拠

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

### (1) 認知後の報告・連絡体制について

\* 発見者(通報を受けた者)は、事実確認が十分でなくても次のように報告する。

発見者(通報を受けた者)→担任→生徒指導主任(教務主任)→教頭→校長

### (2) 対応について

#### \* 認知の判断

いじめ対策委員会が、いじめとして対応すべき事案かどうか判断する。ただし、判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと事実関係の把握を行う。

※重大事態の基準については、別項8を参照する。

#### \* 認知後の対応

- ・組織を中心に、対応の方針を決定する。
- ・いじめを受けた児童の心情を理解した具体的な対応をする。
- ・いじめを行った児童や周辺の児童等への聞き取り調査を適切に行い、事実を確認する。
- ・いじめを行った児童が、いじめを受けた児童や通報者に圧力(物理的・精神的)をかけることを防ぐ。
- ・いじめを受けた児童の保護者へは、できるだけ早い段階で事実を伝える。また、調査結果やいじめを行った児童等への指導についての情報提供を行う。
- ・いじめを行った児童の保護者への事実の通知も、できるだけ早い段階で行う。
- ・インターネット上のいじめに対しては、不適切な書き込み等、被害の拡大を防ぐため、直ちにプロバイダへ削除の措置を講じるよう求める。
- ・また、必要に応じて地方法務局の協力を求める。なお、いじめを受けたときは直ちに八千代警察署に通報し援助を求める。
- ・組織を中心に、再発防止策を協議する。
- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが

「解消している」状態については、国基本方針に基づき、以下のとおりである。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

- 早期に警察等への相談、通報が必要となる場合があることを全教職員が認知する。

いじめによって抵触する可能性がある刑罰法規は次の通りである。

強制わいせつ罪（刑法 176 条） 傷害罪（同 204 条）  
暴行罪（同 208 条） 強要罪（同 223 条） 窃盗罪（同 235 条）  
恐喝罪（同 249 条） 器物破壊罪（同 261 条） 脅迫罪（同 222 条）  
侮辱罪（同 231 条） 名誉棄損罪（同 230 条）等

- 市教育委員会へ報告する。

## 7 指導について

### 法的根拠

第二十三条 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認められるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

#### (1) いじめを受けた児童へのケア・保護者への支援について

- \*いじめを受けた児童の安全を確保するとともに、守り通すことを伝え、不安の除去に努める。
- \*いじめを受けた児童にとって信頼できる人（親しい友人、教職員、家族、オール米本の方、青少協の方など）と連携し、被害児童のところに寄り添える体制をつくる。
- \*いじめを受けた児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。
- \*つながりの深い教職員を中心に、その日のうちに家庭訪問を行い、保護者に事実関係を伝え、学校との連携方法について話し合う。

#### (2) いじめを行った児童への指導・保護者への助言について

- \*いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育むことの大切さを伝える。
- \*つながりの深い教職員を中心に、その日のうちに家庭訪問を行い、保護者へ事実関係を伝え、学校との連携方法等について話し合う。
- \*いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景に目を向けるようにする。
- \*必要に応じて、別室における指導、出席停止制度の活用を検討し、いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- \*必要に応じて、八千代警察署生活安全課等と連携して対応にあたる。

(3) 傍観者の指導及び学級・学年・学校全体への対応について

- \*自分の問題としてとらえさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。
- \*はやしたてるなど、いじめに同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- \*必要に応じて集会などを開き、不要なうわさ話などをしないように指導する。

## 8 重大事態への対処について

### 法的根拠

- 第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

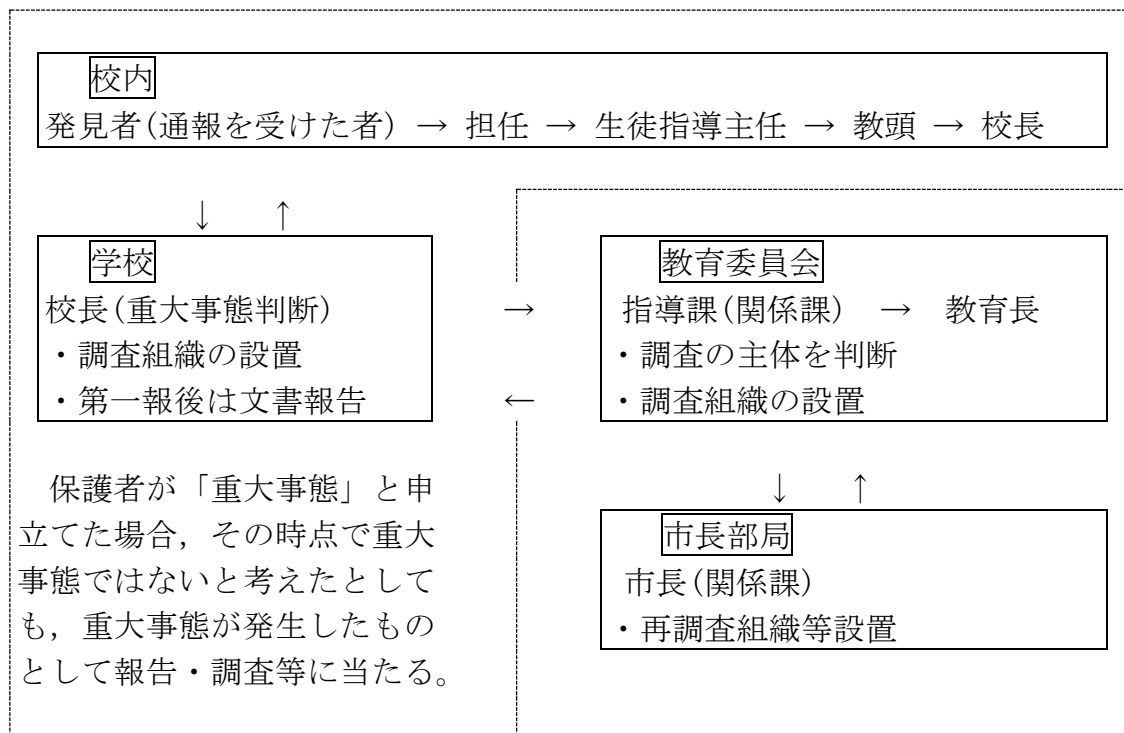
「八千代市いじめ防止基本方針」の「第4 重大事態への対処」を参考に、対処に当たるものとする。

### (1) 重大事態の基準

「いじめ防止対策推進法」第二十八条による。

なお、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは、「児童が自殺を企図した場合」「身体に重大な障害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」などの想定がある。また、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」とは、不登校の定義に則り、年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合は迅速に調査に着手する。

(2) 校内及び判断後の報告・連絡体制について



(3) 対処について

\* 学校が調査の主体の場合

- ・ 学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。
- ・ 記録(事実、調査結果。組織での協議や保護者への情報提供、児童への指導等対応事項)を確実に残す。
- ・ 調査組織で事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・ 調査にあたっては、いじめを受けた児童保護者等への情報提供をする旨を、在校生とその保護者に説明してから実施する。
- ・ 調査主体に不都合なことがあったとしても事実と向き合う。
- ・ いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報提供する。
- ・ 調査結果を教育委員会に報告(教育委員会から市長へ報告)する。
- ・ 調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。

※いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合は、被害児童の保護者の要望意見を十分に聴取し、迅速に協議し、調査に着手する。なお、いじめがその要因として疑われる自殺の背景調査の在り方については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針(改訂版)(平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)」を参考にする。

\* 教育委員会が調査の主体の場合

- ・ 教育委員会の調査組織が直接調査する。
- ・ 学校は情報提供等に協力する。

## 9 公表, 点検, 評価等について

### (1) 公表について

- ①「学校だより」等により紹介 令和2年 9月
- ②学校ホームページへ基本方針掲載 令和2年 5月

### (2) 点検について

設置した組織において、いじめに関する調査・分析を行い、本基本方針に基づいて対応しているか点検する。

- \* 「学校いじめ防止基本方針」策定状況調査(教育委員会)
  - ・ 策定における教職員のかかわり等について 令和2年3月
- \* 「学校いじめ防止基本方針」運用状況調査(教育委員会)
  - ・ 運用状況について 令和2年3月
- \* 「学校いじめ防止基本方針」運用状況調査
  - ・ 各項目についての実施状況及び運用上の不都合な点等の調査及び改善 令和2年4月

### (3) 評価について

- ①学校評価
  - ・ いじめの防止等に関する質問を加えて実施する。 令和2年12月頃
- ②学校評議委員会
  - ・ 本基本方針運用状況について意見聴取する。 評議委員会開催時
- ③教育委員会報告
  - ・ 評価内容を市教委へ報告する。 令和3年 2月頃

### (4) 改訂について

本基本方針は、国や県市の基本方針との整合性を図り、いじめ防止等のためより実効的に取り組めるよう、年度ごとに見直しを行い、必要に応じて改訂する。